



空き家無料相談会

実家が空き家になって困っている、腰を痛めてしまい管理ができなくなった等、抱えているお悩みはありませんか？一緒に解決しましょう！

日時：2018年12月2日(日) 10:00～12:30

会場：松戸市民会館 201会議室

定員：20名(申し込み順) ※定員になり次第締め切らせていただきます。

参加費：無料

【申込方法】

下記の宛先まで電話にて受け付けております。

TEL:047-713-7865 ※「氏名」「電話番号」をお伝えください。

お問い合わせはこちら

ちば空き家法務協会

TEL : 047-713-7865

HP : <https://chibaakiya.jimdo.com/>

<事務局>

松戸支部

すもも司法書士事務所内

千葉県松戸市日暮5-217-2 ちより館101

HP: <http://sumomo-shihou.com/>

習志野支部

和久咲法務事務所内

千葉県習志野市東習志野8-13-10 パルコート八千代302

HP: <https://www.wakusaki-houmu.com/>

会員 行政書士 湯澤国彦

当協会について

ちば空き家法務協会は、千葉県内に事務所を有する司法書士、行政書士が中心となって活動しております。

空き家は年々増加しており、その傾向は続くものと思われます。

そうした中、有益な情報の発信や法的課題への対処・解決策の検討、空き家管理のお手伝いなどを通して皆様のお役に立てればと考えています。



国家資格者だから安心！

- ・空き家について、相談や管理を依頼したいが身元がはっきりしていないので不安。
- ・どの専門家に相談したらよいかわからない。

…等でお困りになったことはありませんか？

当協会は、司法書士・行政書士という国家資格者の集まりです！

司法書士(登記や成年後見、裁判業務等を行う)、行政書士(遺言や遺産分割協議書の作成、遺産整理業務等を行う)いずれの資格者も司法書士会・行政書士会に登録し、氏名・事務所は各会にて公開されていますので安心です。

サービス内容

① 相談サービス

司法書士、行政書士が資格者として空き家の法的な課題などについてご相談に応じます。また、各種相談も随時実施しております。

② 情報発信

当ホームページや各種セミナーを通じて、皆様のお役に立つ情報を発信しております。

③ 管理サービス

法的な課題をクリアにしつつ、空き家の管理をお任せいただけます。